

和歌山工業高等専門学校組織規則

制 定 平成5年1月26日

最近改正 令和7年4月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の管理運営のため、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「機構規則」という。）第5条、並びに和歌山工業高等専門学校学則第11条の規定に基づく内部組織を定めるほか、この規則の定めるところによる。

(教務主事補、学生主事補及び寮務主事補)

第2条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に教務主事補、学生主事補及び寮務主事補を、それぞれ若干名を置く。

2 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補は、原則准教授以上の専任教員をもって充てる。

3 教務主事補は教務主事を、学生主事補は学生主事を、寮務主事補は寮務主事をそれぞれ補佐する。

4 第2項の主事補の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻科長及び副専攻科長)

第2条の2 専攻科に専攻科長及び副専攻科長を置く。

2 専攻科長は教授をもって充て、校長の命を受け、専攻科の運営に関することを掌理し、副専攻科長は原則准教授以上の専任教員をもって充て、専攻科長を補佐する。

3 専攻科長に事故あるときは、副専攻科長がその職務を代行する。

4 専攻科長及び副専攻科長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(学科主任)

第3条 各学科及び総合教育科（以下「学科」という。）にそれぞれ学科主任を置き、その学科の教授または准教授をもって充てる。

2 学科主任は校長が任命し、それぞれの学科の代表となる。

3 学科主任は、それぞれの学科の意見を調整し、それぞれの学科の運営に関することを掌理する。

4 学科主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第4条 削除

(学級担任及び学年主任)

第5条 各学級に学級担任を置く。

2 学級担任は、それぞれ担任する学級の運営、指導等に当たる。

第6条 各学年に学年主任を置く。

2 学年主任は、学級担任の中からそれぞれ1名をもって充て、担当する学年に属する行事等の円滑な実施を図るため連絡調整に当たる。

(運営委員会)

第7条 本校に最高審議機関として運営委員会を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(リスク管理室)

第7条の2 本校において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、リスク管理室を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 削除

(企画会議)

第9条 本校の人事、予算計画他管理運営に係る企画立案を執り行うため、企画委員会を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第9条の2 本校の自己点検・評価等を実施するため、自己点検・評価委員会を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(諮問委員会)

第9条の3 本校の教育研究活動等の充実・発展に資することを目的として、学外有識者からの意見を求めるため、諮問委員会を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(各機関)

第10条 本校に次に掲げる機関を置く。

- 一 メディアセンター
- 二 地域共同テクノセンター
- 三 ロボット教育センター
- 四 学生支援センター

2 前項第一号のメディアセンターは、図書館及び情報処理関連施設をもって構成する。

3 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 本校にものづくりセンターを置く。

2 ものづくりセンターにものづくりセンター主任を置き、知能機械工学科主任をもって充てる。

3 ものづくりセンター主任は、当該センターの施設及び設備の管理運営並びに業務に関する連絡調整に当たる。

第11条の2 本校に以下の各号に掲げる組織を置く。

- 一 技術支援室
- 二 情報管理室
- 三 教学 IR 室
- 四 学生支援室
- 五 学生相談室
- 六 国際交流推進室
- 七 男女共同参画室
- 八 安全保障輸出管理室

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第12条 本校に、運営委員会からの諮問に応じて答申し、各専門的事項を建議するために別表1に定める委員会等の他、各種プロジェクト等を実施するための組織として実行委員会等を置くことができる。

2 前項の委員会等または実行委員会等（以下、「委員会等」という。）に関し必要な事項は、別に定める。

3 前項に関し、委員会等が個別の検討や作業等に必要と判断した場合にはWG等の下部組織を設置することができる。

附 則

この規則は、平成5年1月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年12月20日から施行し、平成6年12月20日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 12 条関係）委員会等一覧

教務委員会
厚生補導委員会
学寮委員会
専攻科委員会
防火防災対策委員会
施設・設備・環境整備委員会
広報委員会
FD・SD 推進委員会
いじめ対策委員会
進路対策委員会
情報セキュリティ管理委員会
情報セキュリティ推進委員会
ハラスメント防止委員会
安全衛生委員会
遺伝子組換え実験安全委員会